　　　　　 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　あて先　八潮市農業委員会長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　申出をする者

氏　名

　生産緑地法第10条の規定に基づき買取り申出する下記生産緑地につき、買取り申出事由の死亡もしくは農業の継続を不可能とさせる故障の生じた下記の者が、生産緑地法第10条の規定に基づく「農業の主たる従事者」もしくは生産緑地法施行規則第3条の規定に基づく「一定割合以上従事している者」に該当することを証明願います。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１．買取り申出生産緑地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住　所　及び　地　番 | 地　目 | 地　積 |
| 八潮市 |  | ㎡ |

２．買取り申出事由〔　死亡　･　故障　〕の生じた者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　名 | 住　　　所 | 申出をする者との続柄 |
|  |  |  |

３．買取り申出事由が生じた日　　　**令和　　　年　　　月　　　日**

**生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書**

　　　　　　　　　　　　　様

上記の者が、生産緑地法第10条の規定に基づき買取り申出のあった当該生産緑地に係る（生産緑地法第10条の規定に基づく「農業の主たる従事者」・生産緑地法施行規則第3条の規定に基づく「一定割合以上従事している者」）であることを証明する。

**証第　　　　号**

令和　　　年　　　月　　　日

**八潮市農業委員会会長　小早川　喜一**印

添付書類

**１．登記事項証明書**

**２．公図（区画整理事業地以外）**

**３．仮換地証明書（区画整理事業地内）**

**４．主たる従事者の故障等がわかる書類（診断書、住民票等）**

**５．案内図（住宅地図等の写し）**

**◎ 申請は毎月13日に締め（土・日・祝祭日の場合は前日）、**

**市農業委員会総会（毎月25日前後）の議決後（毎月30日前後）に**

**証明書を発行します。**